

募 集

新紙幣発行記念イベント市民委員会の委員を募集します

市にゆかりのある偉人の肖像を使用した新紙幣の発行記念イベントに、市民の皆さんの意見を反映するため、委員の一部を募集します。

応募資格 4月1日現在で18歳以上の市内在住者で、委嘱期間中に市外へ転出する予定がない人

募集人数 若干人

任期 委嘱の日から委員会終了まで（9月下旬から令和6年3月下旬までの平日の日中に2回程度開催予定）

報酬 日額6,000円（所得税控除前）

応募方法 ①②を郵送、メール、FAX、持参のいずれかにより提出してください。

①応募動機を400字程度にまとめたもの②任意様式に住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・職業・電話番号を記入したもの

応募締切 9月15日（金）午後5時必着

申問政策財政課 ☎ 51-6710

FAX 24-9616

メール seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

未活用の市有財産について活用アイデアを募集しています

市では、未活用となっている市有の土地・建物について、民間事業者による事業化の可能性など市場性を把握し、今後、市が検討する方針や公募条件の参考とするためのサウンディング型市場調査を実施しています。

市有地を取得しての利活用などに興味のある事業者のご提案をお待ちしています。

受付期限 9月15日（金）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

申問管財課 ☎ 51-6707

ホームページはこちら▶



障害者を対象とした 会計年度任用職員（事務補助員） の登録を受け付けします

対象 高卒以上の人

登録期間 令和6年3月31日まで

勤務時間 ①②のいずれか

①午前9時～午後5時

②午前9時～午後4時

報酬 ①月額139,600円～149,600円
②時給922円～985円

面接試験 9月29日（金）

※詳しくは申し込み時にお知らせします。

申込期限 9月26日（火）必着

申し込み方法 登録申込書に必要事項をご記入の上、障害者手帳の写しを添えて、持参または郵送により提出してください。

※詳しくは募集要項をご覧ください。

※募集要項と登録申込書は総務課に備え付け、または市ホームページに掲載しています。

申問総務課 ☎ 51-6705

令和6年4月採用 市社会福祉協議会職員募集

募集職種・採用人数 一般事務
1人程度

申込期間 9月11日（月）～10月5日（木）

申問市社会福祉協議会
☎ 23-2992

詳しくはこちら▶



令和6年4月採用の市職員追加募集

募集職種および募集人数

▶一般行政（大卒程度）

▷事務 若干人 ▷建築 若干人

▷土木 若干人

試験案内（募集要項）・受験申込書
総務課、市役所本館1階で配布

申し込み方法 電子申請（推奨）、
郵送、持参のいずれか

申込期限 9月19日（火）

※郵送の場合は、当日消印有効。

◆第1次試験

とき 10月15日（日）

ところ 十和田市役所

申問総務課 ☎ 51-6705

詳しくはこちら▶



会計年度任用職員（事務補助員） の登録を受け付けします

対象 高卒以上の人

登録期間 令和6年3月31日まで

勤務時間 1日7時間（週5日）

報酬 月額139,600円～149,600円

面接試験 9月29日（金）

※詳しくは申し込み時にお知らせします。

申込期限 9月26日（火）必着

申し込み方法 総務課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした登録申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送により提出してください。

申問総務課 ☎ 51-6705

「とわだ生涯現役プロジェクト事業」取り組み団体追加募集

申問高齢介護課 ☎ 51-6720

対象団体 地域コミュニティ活動団体（町内会など）、市民活動団体（ボランティア団体・NPO法人など）のうち、次の要件を全て満たす団体

▶構成員が5人以上であること ▶会則があること ▶公共の利益に反する行為を行わない団体であること ▶主な活動場所が市内であり、構成員の2分の1以上が市内に在住、勤務していること

対象事業 令和5年7月～令和6年3月に実施され、次のいずれかに該当する事業

①生活支援型 地域で生活する高齢者の生活課題に対し、住民全体の地域貢献活動により支援を行うもの（買い物、ごみ出し、除雪、声掛け、電球の交換、見守り・安否確認、通院などの外出支援など）

②生きがい対応・健康づくり型 高齢者の社会参加と健康づくりを促進するために、交流の場を提供するもの（集会所などを利用したおしゃべり、ゲーム、体操、軽スポーツ、物づくり、学習会の開催など）

募集期限 9月22日（金）

募集数 新規4団体（審査により決定）

補助額 1団体につき初年度10万円（2年目・7万円／3年目・5万円）
※活動は1年以上継続し、月1回以上行うものであること。農閑期を利用した短期集中の取り組み（4カ月程度）も対象です。

※詳しくはお問い合わせください。